

第4次栗東市子ども読書活動推進計画の策定について

教育委員会生涯学習課

1. 趣旨

平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、同法第9条第2項の規定に基づき、平成20年3月に「栗東市子ども読書活動推進計画」、平成27年3月に第2次計画、令和2年3月に第3次計画を策定してきました。

第3次計画の計画期間が令和6年度末で終期を迎えることから、前回計画からの現状と課題を踏まえ、すべての子どもが楽しく読書ができる環境づくりを目的として策定するものです。

2. 計画の名称 「第4次栗東市子ども読書活動推進計画」

3. 計画期間 令和7年度から令和11年度までの5年間

4. 計画の位置付け

国では子どもの読書活動の推進をするための取組を進めるため、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下「同法」という）が施行され、同法第8条の規定に基づき、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されており、令和5年3月には第5次基本計画が策定されました。

県では同法第9条第1項の規定により、「滋賀県子ども読書活動推進計画」が策定され、令和6年3月に「第5次滋賀県子ども読書活動推進計画」が策定されました。この計画は、滋賀県の子どもの読書活動の推進を目指し、県内市町の子ども読書活動推進計画の改定や見直しを実施する際の基本として位置付けされています。

本計画では、国及び県の最新の子ども読書活動推進計画を基本とし、本市の子どもの読書活動を推進するための考え方や取組を取りまとめ計画策定を行います。

5. 策定の体制

- ・第4次栗東市子ども読書活動推進計画検討会の開催（4回予定）
- ・パブリックコメントの実施（令和6年12月～令和7年1月実施予定）

6. 計画の基本的な考え方

令和2年3月に策定しました第3次栗東市子ども読書活動推進計画の成果と課題を踏まえたうえで、直近の国及び県の子ども読書活動推進計画を参酌しつつ、諸情勢の変化が著しい中、今後の5年間における子どもが自主的に読書活動を行える環境整備を目指した「第4次栗東市子ども読書活動推進計画」を策定します。

7. 第4次栗東市子ども読書活動推進計画策定スケジュール（案）

時 期	項 目	内 容
令和6年6月	総合調整会議	策定、スケジュール等報告
令和6年6月	教育委員会定例会	策定、スケジュール等報告
令和6年6月	議会文教福祉常任委員会 議会説明会	策定、スケジュール等報告
令和6年8月	第1回策定検討会	第3次計画の成果と課題について 策定スケジュールについて 第4次計画構成（骨子）について
令和6年10月	第2回策定検討会	第4次計画の取り組みについて
令和6年11月	第3回策定検討会	第4次計画（素案）について
令和6年11月	教育委員会定例会	第4次計画（案）について パブリックコメント実施について
令和6年12月	総合調整会議	第4次計画（案）について パブリックコメント実施について
令和6年12月	議会文教福祉常任委員会 議会説明会	第4次計画（案）について パブリックコメント実施について
令和7年1月	パブリックコメント	パブリックコメントの実施
令和7年2月	第4回策定検討会	パブリックコメント結果報告について 第4次計画最終案について
令和7年2月	教育委員会定例会	パブリックコメント結果報告について 第4次計画最終案について
令和7年2月	総合調整会議	パブリックコメント結果報告について 第4次計画最終案について
令和7年3月	議会文教福祉常任委員会 議会説明会	パブリックコメント結果報告について 第4次計画最終案について

第2次栗東市子ども読書活動推進

成果

第2次計画で各関係個所において取り組みを実施し、その結果、1ヶ月に1冊も本を読まない子どもの割合は、年により多少の増減はありますが、全体的には減少の傾向にあります。

課題

本を読まない子どもの割合は、小学生は県下と比較して低い割合を示してきています。しかし、中学生については、改善されつつありますが、県や全国と比較して依然として高い割合を示しています。このようなことから、引き続き、本との出会いの場の提供、情報の共有等が必要です。

第3次栗東市子ども読書活動推進計画の策定について

目的

子どもが自由に読書に親しめるよう、読書の楽しさを伝え、読書に関わる環境を整え、子どもの自主的な読書活動を支えられるよう、第1次計画そして第2次計画の成果と課題を踏まえ、さらなる子どもの読書活動推進をめざして総合的かつ計画的な推進を図るために定めます。

取組

それぞれの取組み以外に「子ども読書の日」(4月23日)と「子ども読書週間」(4月23日から5月12日)の期間に各関係機関の事業をできるだけ集約して実施し、啓発についても市全体で推進します。

期間

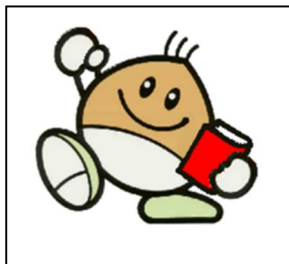
令和2年度から5か年

基本方針

子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実

家庭・地域・校園を通じた社会全体での取り組みの推進

子どもの読書活動に関する理解と関心の普及



乳幼児期における推進

幼児園・保育園・幼稚園における推進

小学校・中学校における推進

地域における推進

市立図書館における推進

目標（現状（R1）→ 目標（R7））

- 家庭で読み聞かせをしていない割合
就学前
22.1% → 17.0%
- 1か月に1冊も本を読まない子どもの割合
小学校4～6年生
3.6% → 2.5%
中学生
26.0% → 16.0%
- 1か月の平均読書冊数
小学校4～6年生
7.1冊 → 8.0冊
中学生
2.3冊 → 3.0冊
- 市民1人当たりの児童書年間貸出冊数(12才以下)
23.0冊 → 23.5冊
- 市民の図書館貸出カード登録率(15才以下)
70.1% → 72.0%